

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金募集要綱

日本赤十字社

1 趣旨

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨災害により、各地で多数の方々が生命または身体に危害を受け、西日本を中心に甚大な被害をもたらしていることから、日本赤十字社ではこの災害により被災された方々を支援し、生活再建の一助とするため、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3 募集期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から平成 30 年 12 月 31 日（月）まで

4 義援金の振込窓口について

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00130-8-635289	日赤平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

※ 窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。

(ATM による通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。)

※ ゆうちょ銀行・郵便局での受付は平成 30 年 12 月 28 日（金）までとなること。

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金「2787545」	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)
三菱 UFJ 銀行	やまびこ支店	普通預金「2105538」	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金「0620405」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 岡山県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
中国銀行	本店	普通預金「3538903」	日本赤十字社岡山県支部 支部長 伊原木 隆太 (イバラギ リュウタ)
トマト銀行	本店	普通預金「1963422」	

※ 同一金融機関による本支店間の窓口振込み手数料は免除される。

(4) 岐阜県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	普通預金 「1403010」	平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 日本赤十字社岐阜県支部 支部長 古田 肇 (フルタ ハジメ)
大垣共立銀行	加納支店	普通預金 「461267」	

※ 同一金融機関による本支店間の窓口振込み手数料は免除される。

※ 岐阜県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日（水）から平成 30 年 9 月 11 日（火）まで受付を行う。

(5) 京都府支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
京都銀行	本店営業部	普通預金「5231876」	日本赤十字社京都府支部 支部長 山田啓二 (ヤマダ ケイジ)

※ 7/18 から京都銀行の窓口、ATM、ダイレクトバンキング、EB（データ転送を除く）を利用して振込みした場合、手数料無料。

※ 京都府支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日（水）から受付を行う。

(6) 愛媛県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
伊予銀行	一万支店	普通預金 「1943660」	平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 日本赤十字社愛媛県支部 支部長 中村 時広 (ナカムラ トキヒロ)
愛媛銀行	道後支店	普通預金 「6163439」	

※ 伊予銀行及び愛媛銀行本・支店の窓口からの振り込み手数料は無料扱い。

※ 愛媛県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日（水）から受付を行う。

(7) 広島県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
広島銀行	大手町支店	普通預金 「3458725」	日本赤十字社広島県支部長 湯崎 英彦 (ユザキ ヒデヒコ)
もみじ銀行	鷹野橋支店	普通預金 「3046600」	
広島県信用農業 協同組合連合会	本所	普通預金 「0006355」	

※ 広島銀行、もみじ銀行は、窓口における同一金融機関の本支店間の振り込み手数

料は免除（ＡＴＭは所定の手数料が発生すること）。

- ※ 広島県信用農業協同組合連合会（ＪＡバンク）は、窓口における全国のＪＡバンク（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）間の振込手数料は免除（ＡＴＭは所定の手数料が発生すること）。
- ※ 広島県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 12 日（木）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで受付を行う。

（８）高知県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
四国銀行	県庁支店	普通預金「0384749」	日本赤十字社高知県支部 義援金 支部長 十河 清 (トオゴウ キヨシ)

- ※ 四国銀行本音店・支店の窓口からの振り込み手数料は無料扱い。
- ※ 高知県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 12 日（木）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで受付を行う。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。

併せて、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

6 受領証の発行

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

- ※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

7 義援金の配分

日本赤十字社に送金された義援金は、被災府県の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会決定された配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分される。

8 その他

上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

【問い合わせ先】

日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081